

## 第3次橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）

### パブリックコメントの結果について

#### 実施状況

##### 1 意見公募案件

第3次橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）

##### 2 募集期間

令和4年1月27日（木）～令和4年2月25日（金）

##### 3 第3次橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の公表方法

市ホームページ、福祉課、橋本市役所本庁1階ロビー、橋本市保健福祉センター1階ロビー、橋本市図書館、中央公民館、各地区公民館、各文化センターでの閲覧

##### 4 意見提出方法

郵送、持参、Eメール、FAX

##### 5 意見提出数

2名 4件

#### 2 意見の概要と市の考え方

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方
1	p59 p61	「ステップ・ファミリー」のキーワードの追加を希望します。あまり聞き慣れないキーワードですが、橋本市でも確実に増加している多様な家族の姿とされます。橋本市は「SDGs 日本モデル」宣言をしています。そして「同性パートナーシップ」の制度も導入されることを鑑みても、先送りする理由はないかと考えます。SDGsの「誰ひとり取り残さない」施策を希望します。	橋本市においても今後、多様な家族形態があることを前提に、課題の把握・解決に取り組んでいく必要があるため、p61「(2)多様化する地域生活課題に対応する体制を整備します」の文章中において「ステップ・ファミリー」の文言を追加させていただきます。
2	p64 p95	市の福祉計画をいかに具現化するか、実践力が大事で、私たちもどう実践するか考え行動していますが、情報は一部の人にしか伝わっておらず、参加する人も一部となっています。	本計画の実現には、市民一人ひとりが主役となって様々な主体が協力・連携する必要があります。p94・95「第7章 計画の推進に向けて」に記載している事項に基づき、きめ細やかな情報提供を通して、計画の実行に努めます。

		<p>福祉の基本は、今何に困っているか、御用聞きをして教えてもらうことが必要でした。高齢者等には、個人情報の提供と対応方策による、時代に合わせた「訪問制度の構築」が必要だと思います。</p> <p>情報の提供は伝わるのが基本となるため、計画においても、伝わる・伝えることを前提にした策定をお願いします。</p>	<p>高齢者等の抱える課題に対する時代に合わせた「訪問制度の構築」ですが、本計画にあります基本目標2「問題を解決していける“話“による仕組みづくり」の「(1) 包括的な相談支援体制を充実させます」により多様化する生活課題に対応できるように努めていきます。また、地域福祉活動を行っている団体が、活動上必要とする情報については、個人情報保護を踏まえ、提供可能な情報は提供していきたいと考えております。</p> <p>情報が伝わることは基本でありますので、本計画においても、市民に分かりやすい策定や、概要版の作成・配布により計画の内容が伝わるよう努めます。</p>
3	p 93	<p>成年後見制度について、市の主な活動には、法定後見制度と任意後見制度の区別が必要だと思います。</p> <p>また、社協でも任意後見制度の後見人になってくれるのでしょうか。</p>	<p>制度内容が異なりますので、詳細な活動になりますと法定後見制度と任意後見制度は区別されて行うこととなりますが、本計画において制度の利用促進を目的とした主な事業・活動は、法定後見制度と任意後見制度に共通したものとして取り組んでいくものと考えております。</p> <p>社会福祉協議会では、法人として成年後見人となり支援を行います。現状では市長申立てを行う場合のみとなっております。今後必要に応じて検討させていただきます。</p>
4	p 44 p 65	<p>主な取組に、初期消火訓練や避難訓練を入れてはどうかと思います。</p>	<p>p 65「③災害対応への取り組み」の中で初期消火訓練や防災訓練について記載しております。</p>